

募集 胃がん・大腸がん追加検診『ネット予約』

広報くにみ 12月号などでご案内している【胃がん・大腸がん追加検診】について、電話予約のほかに町ホームページからの申込みを受け付けます。希望する方は 予約期間内に町ホームページから予約してください。※検診当日に必要なもの（受診録や採便容器など）は受付後に郵送します。

ネット予約期間：令和3年 **1月13日(水)～15日(金)** ※15日(金)の午後5時で終了

【追加検診の実施内容】

■日時

令和3年 **2月5日(金)・6日(土)** 午前7時50分～11時40分

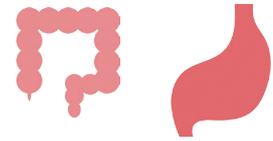
■場所

観月台文化センター（ロビー・駐車場 検診バス）

■料金

国保・後期高齢者⇒無料 社会保険⇒胃がん：1,000円、大腸がん 200円

※翌週の 1月18日(月)～22日(金)は電話予約期間です。ネット予約ができなかった方は保健福祉課保健係まで電話で申込みください。



☎保健福祉課保健係 ☎ 585-2783

募集 会計年度任用職員（パートタイム）

町では、パートタイム会計年度任用職員を次のとおり募集します。

勤務場所	国見町役場	
職種	一般事務	
任用予定人数	1名	
資格・条件等	パソコン操作のできる方	
主な職務内容	電話・窓口対応、書類作成などの一般事務に関する補助業務	
任用条件	勤務日数及び勤務時間	週5日（月曜日～金曜日） 午前8時30分～午後5時の7時間30分
	報酬	日額 7,092円
	期末手当	支給
	社会保険	適用
	雇用保険	適用

■任用予定期間

任用開始の日～令和3年3月31日

※勤務成績が良好で引き続き次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

■申込方法

『国見町会計年度任用職員採用試験申込書』を総務課庶務係まで持参又は郵送にて提出。

※申込書は、総務課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。同ページに掲載の募集案内をご一読のうえ、申込みください。

■受付期間

令和3年 **1月8日(金)**まで

■試験内容

書類選考（1次試験）及び面接試験（2次試験）
※書類選考の結果により、面接試験についてお知らせします。

☎総務課庶務係 ☎ 585-2112

募集 第6次国見町総合計画(案)パブリックコメント

町では、第5次振興計画が令和2年度で終了し、新たな第6次総合計画について策定作業を進めていますが、その計画の(案)に対する町民のみなさまの意見を求め、提出された意見を考慮して計画に反映させるパブリックコメントを実施します。

お寄せいただいた意見は、それに対する町の考え方とともにその概要を公表します。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表します。

■参考資料

第6次国見町総合計画(案)
※令和3年1月4日頃に町ホームページに掲載します。

■募集期間

令和3年1月4日(日)～29日(金)
※郵送の場合は、1月27日(火)の消印まで有効

■提出資格

国見町在住の方

■提出方法

意見提出用紙に必要事項を記入し、企画情報課総合政策室に提出。(郵送、ファックス、メール、持参)
※意見提出様式により提出をお願いします。住所・氏名は必ず記入してください。

■意見に対する考えの公表について

お寄せいただいた意見は、意見に対する町の考え方を整理した上で、2月上旬を目途に公表します。意見の提出者に対する個別の回答は行いません。

■その他

- ①電話や匿名による意見提出はできません。
- ②意見の内容以外、氏名など個人を特定できる情報は公表しません。
- ③参考資料や意見提出様式など詳しくは、1月4日頃に掲載される町ホームページをご覧ください。

☎企画情報課総合政策室 ☎ 585-2217

募集 (仮称) ふくしま受動喫煙防止条例(案)パブリックコメント

福島県議会では、「(仮称)ふくしま受動喫煙防止条例」を制定するため、10月に検討会を設置し、条例案の検討をしています。

つきましては、次のとおり広く県民のみなさまの意見を募集します。

■参考資料

(仮称)ふくしま受動喫煙防止条例(案)の骨子
(仮称)ふくしま受動喫煙防止条例(案)

■募集期間

令和3年1月15日(金)まで
※最終日の午後5時必着

■提出資格

- ①県内に在住又は通勤、通学している方及び県内に事業所・事務所を持つ団体
- ②東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている方

■提出方法

必要事項を記入し、福島県議会事務局政務調査課に提出。(郵送、ファックス、メール、持参)
※意見のある箇所が分かるように記載をお願いします。住所・氏名は必ず記入してください。

■意見の取り扱い

条例(案)を検討するに当たって参考とします。住所・氏名を除き、意見の概要及びそれに対する県議会の考え方について、ホームページ等により一定期間公表いたします。県議会情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、住所・氏名を除き、開示される場合があります。意見の提出者に対する個別の回答は行いません。

■その他

- ①電話や匿名による意見提出はできません。
- ②参考資料や意見提出の参考様式など詳しくは、県議会ホームページをご覧ください。

☎福島県議会事務局政務調査課 ☎ 521-7549